

負傷や疾病が労災と認定される条件は？



近年、仕事（職場）のストレスが原因となって精神障害を引き起こす疾病が多く見られています。同時にその精神障害の疾病につき労災請求を行うケースも増えています。主な業務に関連する精神障害の疾病には、うつ病等の気分障害、ストレス関連障害があります。

労働者に発病する精神障害は、次のものが複雑に関係しあって発病するとされています。

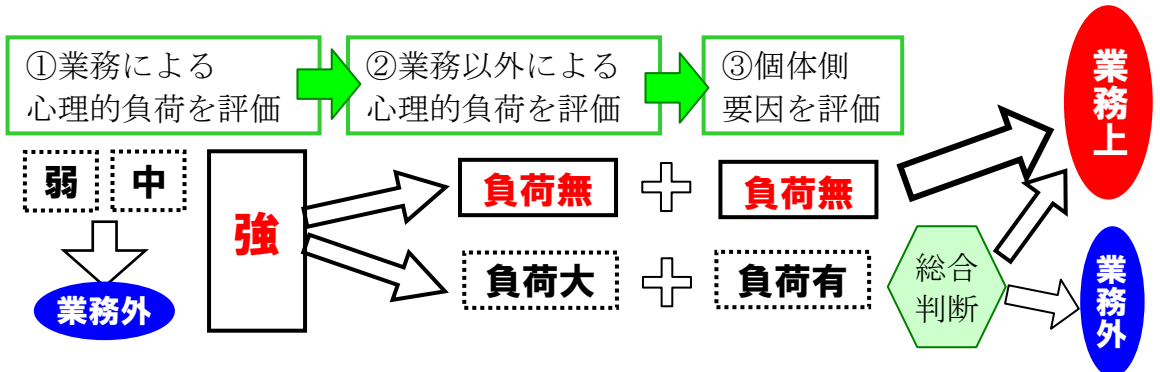


労災として認定されるまで

業務上の疾病として取扱われるための判断要件

- ①業務による心理的負荷の対象となる精神障害を発病していること
- ②発病前概ね6ヶ月間にその原因となる強い心理的負荷があること
- ③業務外の心理的負荷、個体側要因が発病原因とは認められないこと

以上の**いずれの要件も満たす**ことが必要です



平成20年度の精神障害等の労災補償状況

請求件数は927件と前年度比25件(2.6%)の減少。一方、支給決定件数は269件であり、前年度比1件(0.4%)の増加となっています。業種別では「製造業」、職種別では「事務従事者」、年齢別では30～39歳が最も多くなっています。

年度		16	17	18	19	20
精神障害等	請求件数	524	656	819	952	927
	決定件数	425	449	607	812	862
自殺(未遂含)	請求件数	121	147	176	164	148
	決定件数	45	42	66	81	66

平成21年6月8日 労働基準局労災補償部補償課 職業病認定対策室 発表